

**STOP**



**事業系ごみは集積所に出してはいけません!!**

事業系ごみは、たとえ少量のものや資源物であっても集積所に出すことはできません。悪質な場合は、不法投棄として罰則が適用されることがあります。

住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に出してください。

### ●事業系ごみと家庭系ごみの違い

事業活動に伴って生じた廃棄物(事業系ごみ)と、家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物(家庭系ごみ)では、取り扱いが異なります。

事業活動で発生する一般廃棄物はすべて「**事業系一般廃棄物**」となります。

## (例) 店舗兼住宅の場合

- 2階：住居  
家庭から出るごみ  
＝家庭系一般廃棄物

### 家庭系一般廃棄物の処理方法

- ・集積所へ排出
- ・さしまクリーンセンター寺久へ**直接搬入**



- 1階：店舗  
店舗から出るごみ  
事業系一般廃棄物  
＝ or  
産業廃棄物

### 事業系一般廃棄物の処理方法

- ・さしまクリーンセンター寺久へ**直接搬入**
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

### 産業廃棄物の処理方法

- ・産業廃棄物処分業者へ直接搬入
- ・産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託
- ※さしまクリーンセンター寺久に搬入することはできません。

